令和8年度　指定管理施設におけるモニタリング結果シート

番号	施設名	施設所管課	指定管理者	指定管理期間	施設設置目的	実施事業の概要	評価結果	
							総合評価	判定理由
1	芦田均記念館	文化・スポーツ振興室	芦田均元首相顕彰会	令和６年４月１日～ 令和９年３月31日	福知山市出身の芦田均元首相に関する資料を展示・保存・活用し、その功績を顕彰することを主な目的とし、地域文化の向上も図っている。	（１）施設の利用に関する業務 （２）施設及び設備の維持管理に関する業務	C	基本協定書等に基づき、適切な管理運営が行われている。一方、芦田均元首相の功績を語り継ぐために、施設の利用者をこれまで以上に増やすことが重要であると考える。
2	市民運動場ほか	文化・スポーツ振興室	一般財団法人 福知山市スポーツ協会	令和３年４月１日～ 令和９年３月31日	市民の福祉の増進や、健康と体力づくりを目的とする施設である。	（１）施設の利用許可に関する業務 （２）施設利用者の利用料金等の徴収業務 （３）施設の管理運営に関する業務 （４）その他仕様書に記載する業務	C	基本協定書等に基づき、適切な管理運営が行われている。一方、施設の利用者数は昨年度より増加しているが、利用収入は微減という状況のため、進捗状況を随時確認しながら、計画以上の業務遂行を継続して求めていく必要がある。
3	福知山市 総合福祉会館	社会福祉課	社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会	令和７年４月１日～ 令和12年３月31日	障害者、老人、母子、父子及び寡婦福祉の増進や、社会福祉関係諸団体の育成及び団体相互の連絡協調を図ることを主として、市民の福祉の増進と生活文化の向上を目的とした施設である。	（１）施設の利用許可に関する業務 （２）施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 （３）その他施設の運営に関する業務の内、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める事業	C	基本協定書等に基づき、概ね適切な管理運営が行われている。指定管理者制度の趣旨に従い、より効率的な施設の管理運営が行えるよう求める必要がある。
4	高齢者福祉センター	高齢者福祉課	社会福祉法人 福知山学園	令和８年４月１日～ 令和13年３月31日	在宅高齢者を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を目的とした施設である。	（１）高齢者の福祉、保健等に関する相談及び情報の提供に関する事業 （２）独立して生活することに不安がある高齢者に対する居住機能及び交流機能の提供に関する事業 （３）介護保険法第８条第24条に規定する居宅介護支援事業 （４）老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービスセンター事業	C	基本協定書等に基づき、適切な管理運営が行わており、地域と地域課題や福祉に関する情報共有を行うなど、地域の繋がりを維持・強化する取組が行われている。
5	三和町高齢者生活 福祉センター	高齢者福祉課	社会福祉法人 清和会みわ	令和８年４月１日～ 令和13年３月31日	在宅高齢者を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を目的とした施設である。	（１）介護保険関連事業に関する業務 （２）デイサービスに関する業務 （３）居住機能の提供に関する業務 （４）各種相談による助言に関する業務 （５）地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供に関する業務 （６）当該施設及び設備の維持管理に関する業務 （７）その他、当該施設の目的上、必要と認める業務	C	基本協定書等に基づき、適切な管理運営が行われている。また、光熱費等の高騰による影響はあったが、経費削減に努め、効率的な運営が行われている。
6	大呂自然休養村 センター	農林整備課	合同会社FNA BASE	令和５年４月１日～ 令和10年３月31日	自然環境溢れる北部地域において、都市住民との交流を促進することにより、福知山市の活性化を図る。	（１）施設利用の受付等に関する業務 （２）適正な事務遂行に関する業務 （３）施設利用の管理等に関する業務 （４）施設の維持管理に関する業務 （５）施設の設置目的を達成するために必要な業務 （６）その他仕様書に記載する業務	C	基本協定書等に基づき、適切な管理運営が行われているが、利用者数が目標値に届かないこととなった。ただ、幅広い自主事業に積極的に実施され、魅力の増進や利用者数の増加に努めておられることは評価できる。
7	駅前広場及び 自転車等駐車場	都市・交通課	有限会社 京都事務機販売	令和６年４月１日～ 令和13年３月31日	福知山駅（以下「駅」と略す。）及び駅周辺地域における、駅等の利用者の利便性を確保と利用促進を図るとともに、歩行者並びに自転車等の通行の安全性確保と円滑化を図る。	（１）機器等の設置等に関する業務 （２）施設等の管理運営に関する業務 （３）駅周辺の景観維持に関する業務 （４）その他、福知山市又は指定管理者が必要と定める業務	C	基本協定書等に基づき、適切な管理運営が行われている。指定管理者のノウハウを業務に活かすことができている。

評価項目	評価基準	備考
（１）施設の設置目的の達成に関する取組 （２）効率性の向上に関する取組 （３）公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組	A	（90点以上）
	B	（80点～89点）
	C	（50点～79点）
	D	（30点～49点）
	E	（30点未満）